

議 事 日 程 (1)

令和8年3月2日 午前10時00分開議

- 日程第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 行政報告
- 第4 同意第1号 副町長の選任同意について
- 第5 同意第2号 芦屋町教育委員会教育長の任命について
- 第6 議案第13号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第14号 芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第15号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第16号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第17号 芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第18号 芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第19号 芦屋町下水道条例の制定について
- 第13 議案第20号 芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第21号 芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第15 議案第22号 令和7年度芦屋町一般会計補正予算 (第6号)
- 第16 議案第23号 令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第2号)
- 第17 議案第24号 令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 第18 議案第25号 令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 第19 議案第26号 令和7年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)
- 第20 議案第27号 令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第4号)
- 第21 議案第28号 令和7年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)

- 第22 議案第29号 令和8年度芦屋町一般会計予算
第23 議案第30号 令和8年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
第24 議案第31号 令和8年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
第25 議案第32号 令和8年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
第26 議案第33号 令和8年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
第27 議案第34号 令和8年度芦屋町給食センター特別会計予算
第28 議案第35号 令和8年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
第29 議案第36号 令和8年度芦屋町公共下水道事業会計予算
第30 承認第1号 専決処分事項の承認について
第31 報告第2号 専決処分事項の報告について
第32 報告第3号 専決処分事項の報告について
第33 発委第1号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
第34 発委第2号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

【 出席議員 】 (12名)

1番 長島 毅	2番 原崎 功典	3番 守田 政孝	4番 田中 太
5番 香田 一之	6番 中西 智昭	7番 本田 浩	8番 松岡 泉
9番 内海 猛年	10番 妹川 征男	11番 川上 誠一	12番 辻本 一夫

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 岡本 賢治 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町長	貝掛俊之	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功

企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 3名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、着席願います。

ただいまから、令和 8 年第 1 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がっておりますので、これを許し、これを許します。町長。

○町長 貝掛 俊之君

発言の機会をいただきまして、感謝申し上げます。

令和 7 年 1 2 月の第 4 回定例会に、補正予算を計上し議決いただきました芦屋港レジャー港化における、浮棧橋上水道口径別納付金 8 0 万 8, 0 0 0 円につきましては、施設の管理を担う芦屋町が支払うべきものであると判断しておりましたが、再度福岡県と協議した結果、施設整備を行う福岡県が支払うこととなりました。

議員の皆様におかれましては、議決いただいたにも関わりもせず変更となり、御迷惑をおかけいたしました。

なお、詳細につきましては、総務財政、民生文教、各常任委員会におきまして、芦屋港活性化推進室長より御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、町長の発言を終わります。

○議長 辻本 一夫君

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 3 月 2 日から 3 月 1 3 日までの 1 2 日間にしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、5番、香田議員と7番、本田議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

お諮りします。日程第4、同意第1号から日程第34、発委第2号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長及び発委の提出議員に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 貝掛 俊之君

本日から諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由を御説明する前に、施政方針を述べさせていただき、議員各位の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和8年度の主要な施策の概要について、「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を将来像に掲げた、第6次芦屋町総合振興計画の構成に基づいて御説明を申し上げます。

第1は「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

少子高齢化の進行などに伴い、まちづくりの様々な分野において担い手不足が進んでいるため、意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保する必要があります。このため、関係団体や関係機関などとの連携、相談や学習機会の提供など、まちづくりの礎となる人材の育成・発掘に努めてまいります。

また、地域コミュニティの核となる自治区に対し、自治区活性化事業交付金による財政的な支援、自治区担当職員制度による人的な支援を継続いたします。

併せて、協働のまちづくりを推進するため、広報あしややホームページだけでなく、SNSや各家庭に設置している戸別受信機などを活用し、必要な情報を効果的な媒体を活用して住民の皆様へ届けてまいります。

第2は「安全で安心して暮らせるまち」でございます。

防災対策につきましては、近年多発する自然災害の教訓などを踏まえ、定期的に防災訓練を実

施するとともに、災害発生時などには、戸別受信機などで住民の皆さんへ迅速かつ正確な情報を伝達してまいります。

また、能登半島地震などを教訓に、国が防災基本計画を修正したことに伴い、芦屋町地域防災計画の更新に取り組むとともに、令和7年8月の九州北部豪雨による町内の災害発生状況を踏まえ、移動式排水ポンプを導入いたします。

併せて、空き家などの適正管理や除却を進めるため、老朽危険家屋等解体補助金や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金を継続するとともに、空き家等実態調査により空き家などの実態を把握し、適切な管理を促進してまいります。

防犯対策につきましては、自治防犯組合などとの連携による地域ぐるみの防犯活動を行うとともに、防犯カメラ設置補助金などにより、町内の街頭犯罪の未然防止、事件・事故の早期解決を図ってまいります。

交通安全につきましては、交通安全運動や広報活動による啓発を行うとともに、高齢者運転免許返納者支援事業などにより、交通事故の防止を図る取組を推進してまいります。

第3は「こどもがのびのびと育つまち」でございます。

こども・子育て支援につきましては、所得の制限なく18歳までの入院・通院費や、第2子以降の保育料の無償化、給食費の全額補助、出産祝金、小中学校・高校生等通学費補助金などを継続するとともに、芦屋町こども計画に基づき、こどもの最善の利益を考えながら、こどもや若者への切れ目ない支援を行ってまいります。

また、芦屋東小学校学童クラブを芦屋東小学校の敷地内に設けるため、芦屋東小学校学童クラブの新築工事实施設計委託を行ってまいります。

併せて、新たな取組といたしまして、産婦健康診査費助成事業や1か月児健康診査費助成事業、5歳児健康診査事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始いたします。

保育所・幼稚園の施設整備につきましては、良好な保育・教育環境を提供していくため、芦屋保育園のLED化改修工事や緑ヶ丘保育園の玄関スロープ設置工事、愛生幼稚園の靴箱等整備に対して補助をいたします。

学校教育につきましては、第3次芦屋町教育大綱に基づき「芦屋のこどもは芦屋で育てる」を基本理念に、学力・体力の向上、豊かな心の育成、特別支援教育などを推進してまいります。

学力向上の取組につきましては、中学3年生を対象とした放課後特別授業イブニングスタディや、小学校5年生と中学2年生の希望者を対象とした放課後塾を継続するとともに、電子黒板やタブレット端末などを活用したICT教育を推進してまいります。

また、英語教育の強化のため、オンラインによる体験型英語学習や英語検定料補助金を継続いたします。

学校の施設整備につきましては、小中学校の体育館への空調設備の整備などを行ってまいります。

第4は「いきいきと暮らせる笑顔のまち」でございます。

地域福祉につきましては、第3次芦屋町地域福祉計画に基づき、民生・児童委員や各自治区の区長、社会福祉協議会をはじめとした関係団体や関係機関とともに、住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、第9期芦屋町高齢者福祉計画に基づき、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる施策を推進してまいります。なお、芦屋町高齢者福祉計画の計画期間が令和8年度中に満了となるため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

また、新たな取組といたしまして、高齢者帯状疱疹任意予防接種費用助成事業や、高齢者世帯住み替え費用助成事業、高齢者等GPS端末機等導入費用助成事業を開始いたします。

障がい者福祉につきましては、第4期芦屋町障害者計画・第7期芦屋町障害者福祉計画に基づき、自立した日常生活を支援するサービスを提供するとともに、共生社会の実現のための啓発や合理的配慮を推進してまいります。なお、芦屋町障害福祉計画の計画期間が令和8年度中に満了となるため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、第2期芦屋町健康増進計画・食育推進計画に基づき、特定健診やがん検診の受診率向上の取組をはじめ、戸別訪問や健康教室、保健指導などに取り組み、健康づくりに対する意識を高めてまいります。

第5は「活力ある産業を育むまち」でございます。

農業の振興につきましては、担い手への農地の集積化を推進し、地域農業経営の安定化を図るとともに、農業水利施設の保全のため、汐入川水門の整備を行ってまいります。

水産業の振興につきましては、優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理に対して支援するとともに、漁港の機能を保全するため、漁港機能保全計画に基づき、適正管理に努めてまいります。

また、柏原漁港西方海岸の荒波対策のため、柏原漁港西方海岸荒波対策基本計画に基づき、取組を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、物価の高騰など社会情勢の変化を踏まえ、住民の生活を支援するため、商工会が発行するにこにこ商品券のプレミアム率の拡充を支援するとともに、空き店舗等活用事業補助金などを活用した空き店舗対策などに取り組んでまいります。また、芦屋町ブランド認定制度により、芦屋産品のPRに取り組むとともに、販路拡大を図ってまいります。

観光振興につきましては、第2期芦屋町観光基本構想の基本理念である、「人から人に、あしやを伝える。」の実現に向け、取組を進めてまいります。

また、観光芦屋協議会による観光事業の推進を図るとともに、芦屋花火大会や芦屋砂像展の開催などに取り組んでまいります。

併せて、新たにインフルエンサーを活用したSNS情報発信事業を実施いたします。

観光の施設整備につきましては、海浜公園の複合遊具の更新、レジャープールのスライダー改修工事やマリンテラスあしやの外壁改修工事实施設計委託などを行ってまいります。

芦屋港の活性化につきましては、ボート係留施設や魚釣施設の開業を秋頃に予定しております。また、その他港湾施設の活用について、官民連携による整備手法の検討や公募手続を進めてまいります。

第6は「環境にやさしく、快適なまち」でございます。

芦屋町の美しい海岸や洞山をはじめとした景勝地など、豊かな自然環境を住民共有の財産として引き継いでいくため、第2次芦屋町環境基本計画に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に進めてまいります。

公園につきましては、各地区にある街区公園の遊具の点検結果を踏まえ、遊具の適切な管理を行うとともに、緑地の保全や育成に取り組んでまいります。

土地利用につきましては、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、芦屋町立地適正化計画の策定に着手いたします。

町営住宅につきましては、芦屋町町営住宅等長寿命化計画の前期計画の計画期間が令和8年度中に満了するため、後期計画の策定に取り組むとともに、次世代に安心して生活できる住宅環境の提供に努めてまいります。

道路につきましては、個別施設計画に基づき、道路整備工事などを行ってまいります。

公共交通につきましては、芦屋町地域公共交通計画に基づき、バス路線や便数の維持確保に努めてまいります。また、タウンバスにつきましては、老朽化に伴い車両を新しく購入いたします。

なお、芦屋町地域公共交通計画の計画期間が令和8年度中に満了となるため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

公共下水道につきましては、今後も効率的かつ安定的な下水道事業を進めるため、北九州市との広域連携強化に向けた協議を進めてまいります。

第7は「心豊かな人が育つまち」でございます。

生涯学習につきましては、第3次芦屋町教育大綱に基づき、誰もがいつでも主体的に学べるまちづくり、人々が交流し支えあう、いきいきとしたまちづくりのため、生涯学習講座あしや塾への参加促進を図るとともに、中央公民館を中核施設として、各種社会教育事業を進めてまいりま

す。

施設整備につきましては、総合体育館や武道館のLED化工事、テニスコートのクラブハウス改修工事などを行ってまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画に基づき、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関と連携し、人権まつりや人権講演会などを開催してまいります。

歴史・文化につきましては、歴史民俗資料館や中央公民館内ギャラリーあしやでの特別展の開催などで、芦屋町の豊かな歴史資源、ゆかりのある人々の足跡、多彩な芸術作品を知っていただくとともに、住民の皆さんの歴史・文化活動を支援してまいります。

芦屋釜の振興につきましては、オンリーワンである国指定重要文化財、芦屋霰地真形釜のさらなるPRを図ってまいります。また、芦屋釜の復興を実現するため、第2次芦屋釜の里振興計画に基づき、新たな鋳物師の募集、養成に取り組むとともに、独立した鋳物師への支援による芦屋鋳物の産業化を目指してまいります。

国際交流につきましては、グローバルな視野を持った人材育成のため、中学生対象の海外ホームステイ事業や小学生対象の英語体験施設訪問事業などに取り組んでまいります。

以上が、第6次芦屋町総合振興計画の全7章に係る令和8年度の主要な施策でございますが、これらの施策を実現するために必要な取組「計画の実現に向けて」を併せて御説明申し上げます。

行政運営につきましては、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税をはじめ、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上のため、関係部署による徴収事務連絡調整会議を充実させ、さらなる取組を進めてまいります。

また、ふるさと納税受入額の増加に向け、魅力ある返礼品の充実などに引き続き取り組んでまいります。

自治体デジタル・トランスフォーメーションにつきましては、芦屋町DX推進計画に基づき、誰もがデジタルによる恩恵を受けることができる地域社会を目指してまいります。

モーターボート競走事業につきましては、売り上げが好調を維持しており、令和8年度当初予算において、一般会計への繰出金として16億円を計上しています。また、引き続き、モーヴィ芦屋や夢リアホールを核とした本場30キロ圏内の来場促進に取り組むとともに、長寿命化計画に基づく1階と地階の一般席のスタンド改修工事を実施し、魅力あるレース場づくりに取り組んでまいります。

職員の資質向上につきましては、職員研修制度の一層の充実による職員個々のレベルアップのほか、デジタル的な視点から、新たな価値観を創出できるDX人材の育成に取り組んでまいります。

柔軟で生産性の高い組織づくりにつきましては、住民の皆さんの利便性向上や業務の効率化を図るため、デジタルツールの活用に取り組むとともに、防災専門部署の設置など組織機構の見直しを検討し、効果的かつ効率的な組織づくりを進めてまいります。

広域連携につきましては、北九州都市圏18市町からなる北九州都市圏域による連携事業を進めていくとともに、包括的地域連携協定を締結している九州共立大学や九州女子大学・九州女子短期大学と各種連携事業を進め、お互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

以上、令和8年度の施政方針を述べさせていただきました。

続きまして、令和8年第1回芦屋町議会定例会における提案理由を御説明申し上げます。

まずは、人事案件でございます。

同意第1号の副町長の選任同意につきましては、副町長中西新吾氏の任期が、令和8年3月31日をもって満了となりますので、後任に吉永博幸氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

吉永氏は、40年以上にわたる芦屋町職員としての豊富な経験を持ち、企画政策課長、福祉課長などを歴任し、人格、識見に関しても申し分なく、副町長として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第2号、芦屋町教育委員会教育長の任命につきましては、三樹賢二氏の任期が令和8年3月31日をもって満了となりますので、再度同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

三樹氏は、平成29年4月から教育長に就任され、実績についても申し分なく、教育長として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、条例議案でございます。

議案第13号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、監査委員等の報酬額を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号の芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金等を支給するに当たり、災害関連死であるか否かの判定が困難な場合等には、医師や弁護士等の有識者による審査会での判定が必要となることから、当該審査会の設置に関する所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こどもや子育て世帯を全世代、全経済主体が支える新しい仕組みとなる子ども・子育て支援金について、令和8年4月から国民健康保険税と併せて賦課徴収することとされていることから、所要の規定を整備するため、条例の一

部を改正するものでございます。

議案第16号の芦屋町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、紙媒体で交付している字図について、電子データによる交付を可能とするとともに、コンビニエンスストア等における各種証明書発行手数料の減額期間を延長するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号の芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の表彰要件が国のガイドラインに適合していないことから、国のガイドラインに適合させるべく、当該表彰要件に特定健康診査の受診を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号の芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、遠賀・中間地域広域行政事務組合が定める火災予防条例の一部改正に伴い、火入れの中止の条件に林野火災に関する注意報を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号の芦屋町下水道条例の制定につきましては、芦屋町公共下水道事業における汚水処理に関する事務を、令和8年4月1日から北九州市に委託することに伴い、当該事務の実施に必要な規定について北九州市下水道条例との整合を図るため、現行条例を全部改正し、新たに条例を制定するものでございます。

議案第20号の芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町公共下水道事業における汚水処理に関する事務を、令和8年4月1日から北九州市に委託することに伴い、事業規模を最新の数値に変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他の議案でございます。

議案第21号の芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、令和8年度から12年度までの持続的発展の基本方針や基本目標などを記載した芦屋町過疎地域持続的発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第22号の令和7年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出からそれぞれ、5億3,800万円の減額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、普通交付税や町民税の個人現年課税分等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分等を減額しております。

歳出につきましては、がんばれ芦屋町ふるさと応援基金積立金を増額計上するとともに、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。

また、西祇園橋架け替え事業ほか5件について、繰越明許費の設定をしております。また、昨今の長期金利上昇により、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金などの貸出利率が上昇しているため、地方債の利率を3%から5%まで引き上げるものでございます。

議案第23号の令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第2号）につきましては、昨今の長期金利上昇により、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金などの貸出利率が上昇しているため、地方債の利率を2%から5%まで引き上げるものでございます。

議案第24号から議案第27号までの令和7年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定しましたので、最終的に補正するものでございます。

議案第28号の令和7年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、年度内の所要見込額がほぼ確定しましたので、最終的に補正するとともに、昨今の長期金利上昇により、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金などの貸出利率が上昇しているため、地方債の利率を3%から5%まで引き上げるものでございます。

次に当初予算議案でございます。

議案第29号から議案第36号までの令和8年度各会計の当初予算につきましては、予算編成に当たり、芦屋町の将来を見据えたまちづくりに必要な投資を行うとともに、財政運営の健全性を確保し、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図ることを基本としております。

このため、各種施策・事業を計画的に推進するために必要な財源を確保し、効率的かつ効果的な予算編成を行ったものでございます。

議案第29号の令和8年度芦屋町一般会計予算につきましては、歳入歳出総額108億3,700万円で、前年比2.1%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、町税が12億8,400万円、地方交付税が24億8,000万円、国庫支出金が13億4,600万円などとなっております。

また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は、昨年度同額の10億円をベースとしつつ、生活応援商品券発行事業等の実施のため、6億円増額して合計16億円を計上しております。

なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金を8億3,700万円計上しております。

歳出の主なものは、総務費では芦屋港ボートパーク交流エリア整備事業費を計上し、消防費では移動式排水ポンプ等購入事業費を計上し、教育費では小中学校体育館空調設備整備事業費を計上しております。

このほかに、町民会館ぶどう棚等改修事業費や粟屋排水ポンプ更新事業費に加え、町債繰上償

還事業費や物価高騰対策として、町独自の支援事業である商工会発行のプレミアム付商品券への補助金などを計上しております。

なお、芦屋港官民連携アドバイザー事業について、債務負担行為の設定をしております。

議案第30号の令和8年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算につきましては、歳入歳出総額4億8,163万円で、前年比12.5%増の予算規模となっております。

歳入につきましては、中央病院からの公債費負担金と町債を計上しております。町債は、医療機器分として1億5,550万円を、設備改良分として1,470万円を計上しております。

歳出につきましては、中央病院への貸付金及び負担金に加え、公債費3億1,143万円を計上しております。

議案第31号の令和8年度芦屋町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額14億7,802万1,000円で、前年比4.1%減の予算規模となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税及び県支出金などを計上しております。

歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

議案第32号の令和8年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額3億2,069万9,000円で、前年比7.3%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などを計上しております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

議案第33号の令和8年度芦屋町国民宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は1,124万6,000円で、前年比6.9%減の予算規模となっております。

歳入の主なものは、指定管理者からの納入金及び使用料などを計上しております。

歳出の主なものは、委託料及び修繕料などを計上しております。

議案第34号の令和8年度芦屋町給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億8,595万4,000円で前年比16.6%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、給食費収入及び一般会計からの繰入金などを計上しております。

歳出の主なものは、給食事業費、給食賄材料費及び人件費などを計上しております。

議案第35号の令和8年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的収入は1,433億5,139万4,000円で前年比6.2%増、収益的支出は1,384億7,418万8,000円で前年比6.2%増、資本的支出は33億950万4,000円で前年比32.3%増の予算規模となっております。

収益的収入の主なものは、本場開催の収入や場外発売受託事業収入などを計上しております。

収益的支出の主なものは、本場開催の経費や場外発売受託事業費などを計上しております。

資本的支出の主なものは、本場の施設改良費などを計上しております。

議案第36号の令和8年度芦屋町公共下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は7億9,626万5,000円で前年比6.8%増、収益的支出は8億3,728万円、失礼いたしました、収益的支出は8億3,728万4,000円で前年比3.8%増、資本的収入は7億8,775万円で前年比11.1%増、資本的支出は9億2,335万5,000円で前年比13.6%増の予算規模となっております。

収益的収入の主なものは、下水道使用料、長期前受金の戻入及び一般会計補助金などを計上しております。

収益的支出の主なものは、減価償却費、事務の代替執行負担金、企業債支払利息、人件費などを計上しております。

資本的収入の主なものは、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では、企業債元金償還金、負担金、人件費などを計上しております。

次に承認議案でございます。

承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、衆議院議員総選挙等の実施に伴う令和7年度芦屋町一般会計補正予算（専決第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第2号の専決処分事項の報告につきましては、芦屋東小学校校舎大規模改修工事(その2)の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第3号の専決処分事項の報告につきましては、公用車の物損事故に関して、被害者への損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

次に、8番、松岡議員に発委第1号及び第2号の提案理由の説明を求めます。松岡議員。

○8番 松岡 泉君

それでは、発委第1号及び発委第2号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

発委第1号芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につきましては、標準町村議会会議規則及び標準町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、必要な字句の修正を行うため、規則の一部を改正するものでございます。

発委2号につきましては、失礼しました、発委2号芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、標準町村議会委員会条例の一部改正に伴う所要の改正を行うほか、必要な字句の修正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、簡単であります但し説明理由の提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

以上で、町長及び松岡議員の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第1号並びに日程第5、同意第2号については、人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第1号について同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

次に日程第5、同意第2号について同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

次に日程第5、同意第2号について同意することに賛成の方の挙手をお願いいたしますが、ここで教育長に退場をお願いします。

〔教育長 三桝 賢二君 退場〕

○議長 辻本 一夫君

それでは日程第5の、同意第2号について同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、第2号は同意することに決定いたしました。

それでは、教育長に入場を求めます。

〔教育長 三桝 賢二君 入場〕

○議長 辻本 一夫君

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第6、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ありませんか。

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第14号についての質疑を許します。本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

皆様おはようございます。

議案第14号、芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案提案理由として、災害弔慰金等を支給するに当たり、災害関連死であるか否かの判定が困難な場合等には、医師や弁護士等の有識者による審査会での判断が困難となることから、当該審査会の設置に関する所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するとありました。

このことについて、3点お尋ねいたします。

1点目は、一部改正の経緯として、芦屋町でこのような困難な場合等が過去にあったのか一部改正となっているのでしょうか。2点目はこの審査会の委員は何名で構成される予定になっているのでしょうか。3点目はこの委員の任期は何年を予定されているのか。

以上3点についてお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

お答えいたします。

まず1点目ですが、芦屋町でこのような困難な場合が過去にあったか否かですが、過去にこういった事例はあっておりません。

2点目、この委員会の委員は何名を予定しているかにつきましては、規則において7名以下とされております。

3点目の任期、委員の任期は、何年を予定しているかについては、具体的な定めはございませんで、これは任命の日から調査審議終了までという規定がなされております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。

その他、ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第19号についての質疑を許します。本田議員。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第19号、芦屋町下水道条例の制定につきましては、芦屋町公共下水道事業における汚水処理に関する事務を、令和8年4月1日から北九州に委託することに伴い、当該事務の実施に必要な規定について、北九州市条例との整合性を図るため、現条例を全部改正し、新たな条例を制定するというふうになっておりますが、この新たな条例が制定された後のですね、下水道事業の運営形態はどのようなものになるか、この点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部に答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

それではお答えします。

令和8年度につきましては、広域連携の取組といたしまして、北九州市さんの方へ下水道事業の汚水に関する事務を委託いたします。

具体的には、施設整備、機能管理の部分を北九州市に委託します。ただし、資産管理、それから予算・決算につきましては、芦屋町が執行をいたします。その後、令和9年度以降につきましては、WPPPと呼ばれる、国が進めます水分野の官民連携事業を、これを導入する予定でございます。これは10年以上の長期契約で、管理と更新を一体的にマネジメントする、このような方式でございます。

民間企業の参画意向等を踏まえ、詳細を決定してまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

W P P Pが導入されるということになりますが、現在は芦屋町の下水道施設の運営、下水道課のメンテナンスとか、汚水の管理とか、そういったものは町内業者で行われておりますが、W P P Pの導入後はどのようなになるのか、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

地元企業といたしまして、環境整備センターさんがございますが、管理と更新を一体的にマネジメントできるように、得意な部分は結構なんですけど不得意な部分、この部分を補っていただけるような企業と一緒にジョイントベンチャー、共同企業体、あるいはS P C、特定目的会社、こういったものを組んでいただきまして、公募の方に参入いただくことを予定しております。

長期ということでございますので、契約期間につきましては10年以上を想定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町の下水道事業は昭和40年代から入っておるということで、導入の歴史は長いものがあります。

これまで、町内業者が行っている歴史的な背景を踏まえて、事業者にとって不利益が講じることのないよう、北九州と広域連携強化に向けた協議を進めてもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第13、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第14、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第15、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第16、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第17、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第18、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第19、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第20、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、議案第29号についての質疑を許します。長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

議案第29号、芦屋町一般会計予算、予算書の66ページ御覧ください。

2款1項12節、芦屋港官民連携アドバイザー業務委託、並びにその下、14節、芦屋港ポートパーク交流エリア整備工事について質問いたします。

まず、概要、目的等を教えてください。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

まず、芦屋港官民連携アドバイザー業務委託につきましては、官民連携で整備運営を行う予定としている1号上屋、及び6号野積場などを対象として、令和7年度に実施した官民連携導入可能性調査業務委託の結果を踏まえ、当該事業を円滑かつ的確に推進するため、事業スキームの検討、実施方針等の整理、及び民間事業者の公募・選定に係る支援など、事業全体を通じて専門的見地からの助言、及び業務支援を行うものとなっております。なお、財源につきましては、30ページに記載の15款2項1目2節、総務費国庫補助金、先導的官民連携支援事業補助金を活用する予定としております。

続いて、芦屋港ポートパーク交流エリア整備工事につきましては、令和8年秋頃に開業予定の芦屋港ポートパーク、これは係留施設と魚釣り施設になるんですが、そちらの管理事務所や交流広場の整備、及び電気工事等に関する費用となっております。

こちらの財源につきましては、同じく30ページに記載の総務費国庫補助金の地域未来交付金（地域未来推進型）と、46ページに記載の22款1項7目1節の過疎対策事業債ハード分を活用する予定としております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

スケジュールなどが出ているようでしたら教えてください。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

まず、芦屋港官民連携アドバイザー業務委託の大きなスケジュールにつきましては、令和8年4月以降に委託業者を選定し、選定後速やかに事業条件の整理等を行い、1号上屋などの官民連携事業者の募集業務などに着手します。その後、令和9年度の途中には官民連携事業者が決定し、1号上屋などの官民連携による整備に着手する予定となっております。

続いて、芦屋港ポートパーク交流エリア整備工事につきましては、芦屋港ポートパークの開業が令和8年の秋頃を予定しておりますので、それに間に合うように整備を行っていくこととしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

123ページ、8款土木費、2目道路新設改良費、12節委託料です。芦屋地区雨水対策施設導入可能性調査業務委託となっておりますが、これについての内容について伺います。

それと同じく下のですね、14節工事請負費、最後のNO. 1・2栗屋排水ポンプ更新の内容について、ポンプの能力が向上するのか、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

まず1点目、栗屋地区雨水対策施設導入可能性調査業務委託、これにつきまして御説明をさせていただきます。

これは昨年8月、栗屋の調整池のところですね、大規模冠水いたしました。記録的な豪雨に伴うものでございますが、また今後も、あのような雨が降らんとも限りません。その場合に備えまして、例えば強制排水を補助するために、総務課が購入予定の移動式排水ポンプ車、あるいは、県土整備事務所が持っている排水ポンプ車など、借り受けて強制排水する場合に、物はあるけどどこに排水するのかと、排水先の方が、あそこは盆地になっておりまして、排水先の方が現時点では確立されておられません。

そういったことから、この排水先を確保するための、調査・検討を、これを進めてまいり、そ

の業務委託でございます。

2点目につきましては、NO. 1、NO. 2 栗屋排水ポンプ更新工事、これについてはですね、設置後、もう14年、15年、ポンプの方が2基とも経過しておりますので、耐用年数の問題からも、そろそろ更新が必要となってまいりました。

そういったことから、2機とも新品にポンプの方を取り替える、その予算を計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ポンプ能力の向上についての答弁がなかったけど。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

ポンプ能力は、現在のポンプと能力は変わりません。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

2回目の質問をします。

ポンプ能力は変わらないということですが、先ほどの説明では、新たなポンプ車等を導入し、その排水を確保するという調査するということがありますが、やはりそういったポンプ能力を向上させていってもですね、やっぱり水路の断面積を大きくする工事を行い、やはり流せる水量を増やすことで、周辺の浸水被害を軽減することができるというふうに考えております。

ぜひですね、新しい水路、大型の水路についての実現をしていただきたいと思います。

3点目にですね、より多くの雨水を貯留できるよう、調整池の拡張することについてはどう考えてるのか、拡張することは浸水対策として有効です。そういった点では、拡張についての取組はできないのか、その点についてのお考えはどうか伺います。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

栗屋調整池につきましては、まず、拡張できればそれが一番いいんですが、現実的には拡張は

できません。右側といたしますか、一方民地の、もう擁壁がしっかり造ってありますし、奥は自衛隊のフェンスがそこまで来てますし、反対側はこの中を浚渫したりするですね、取付け道路、これを確保しておりますので、現実的には、調整池そのものを手を加えて拡張する、これはできないものと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案、すみません、ないようですから、第29号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第24、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第25、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第26、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第27、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第28、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第29、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第30、承認第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第31、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第32、報告第3号についての質疑を許します。

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第32号、ちょっと待ってくださいね、すみませんね、ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第33、発委第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、発委第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第34、発委第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、発委第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第6、議案第13号から日程第30、承認第1号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお日程第33、発委第1号及び日程第34、発委第2号につきましては、所管委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略いたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

起立、礼。お疲れさまでございました。

午前11時10分散会
